

6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成17～21年度）

(1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一 般 会 計 歳 入 総 額	890 003	844 127	845 535	892 082	1 071 142
租 税 及 び 印 紙 収 入	490 654	490 691	510 182	442 673	387 331
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	160	160	161	156	153
府 資 産 収 入	3 321	2 754	2 943	2 483	1 447
雑 収 入	43 170	41 016	48 756	80 799	117 553
公 前 年 度 剩 余 金 受 入	312 690	274 700	253 820	331 680	519 550
決 算 調 整 資 金 受 入	40 007	34 807	29 672	27 109	45 108
	-	-	-	7 182	-

(資料) 財務省「国庫歳入歳出状況」

(備考) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 国税収入決算額

(単位 億円)

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国 税 収 入 総 額	522 905	541 169	526 558	458 309	402 433
一 般 会 計 分	490 654	490 691	510 182	442 673	387 331
所 得 税 分	155 859	140 541	160 800	149 851	129 139
源 泉 税 分	129 558	114 943	129 285	121 612	104 995
申 告 税 分	26 301	25 598	31 515	28 239	24 144
法 人 税	132 736	149 179	147 444	100 106	63 564
相 続 価 値 税	15 657	15 186	15 026	14 549	13 498
地 方 消 費 税	2	7	2	1	0
酒 類 税	15 853	15 473	15 242	14 614	14 168
た ば こ 税	8 867	9 272	9 253	8 509	8 224
揮 揮 油 ガ ス 税	21 676	21 174	21 105	18 894	27 152
石 油 ガ ス 税	142	140	137	130	123
航 空 機 燃 料 税	886	905	880	836	793
石 油 開 発 促 進 税	4 931	5 117	5 129	5 110	4 868
自 動 車 重 量 税	7 574	7 350	7 399	7 170	6 351
関 税	8 857	9 440	9 410	8 831	7 319
と そ の 他 税 入	91	93	96	94	89
印 紙 税	0	0	0	0	0
11 688	12 181	12 018	10 884	10 676	
交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 分	18 475	37 246	7 135	6 841	13 198
所 得 税 (譲 与 分)	11 159	30 094	-	-	-
地 方 揮 揮 油 税	-	-	-	-	2 905
地 方 道 路 税	3 112	3 057	3 018	2 856	-
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)	142	140	137	130	123
航 空 機 燃 料 税 (譲 与 分)	161	165	160	152	144
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)	3 787	3 675	3 699	3 585	3 176
特 別 人 特 別 税	114	116	121	118	111
地 方 法 人 特 別 税	-	-	-	0	6 739
石 油 及 び エ ネ ル ギ 一 需 給 構 造 高 度 化 対 策 特 別 会 計 分	446	33	-	-	-
原 油 等 関 税	446	33	-	-	-
電 源 開 発 促 進 対 策 特 別 会 計 分	3 592	3 630	-	-	-
電 源 開 発 促 進 税	3 592	3 630	-	-	-
道 路 整 備 特 別 会 計 分	7 408	7 393	7 099	6 825	-
揮 揮 油 税	7 408	7 393	7 099	6 825	-
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 分	2 329	2 176	2 142	1 970	1 904
た ば こ 特 別 税	2 329	2 176	2 142	1 970	1 904

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

(備考) 1 石油石炭税は、15年度税制改正において新たに石炭を課税対象としたことに伴い、石油税が改称されたものである。

2 所得税(譲与分)は、所得税から個人住民税への税源移譲の実施に伴い、18年度をもって廃止された。

3 平成19年度より石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と電源開発促進対策特別会計が統合するとともに、電源開発促進税が電源開発促進対策特別会計に直入されている構造を改め、電源開発促進税収を一般会計に組み入れた上で、必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとなった。

4 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された。

5 地方揮揮油税は、平成21年度税制改正において地方道路税が使途制限を廃止し、改称されたものである。

6 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。